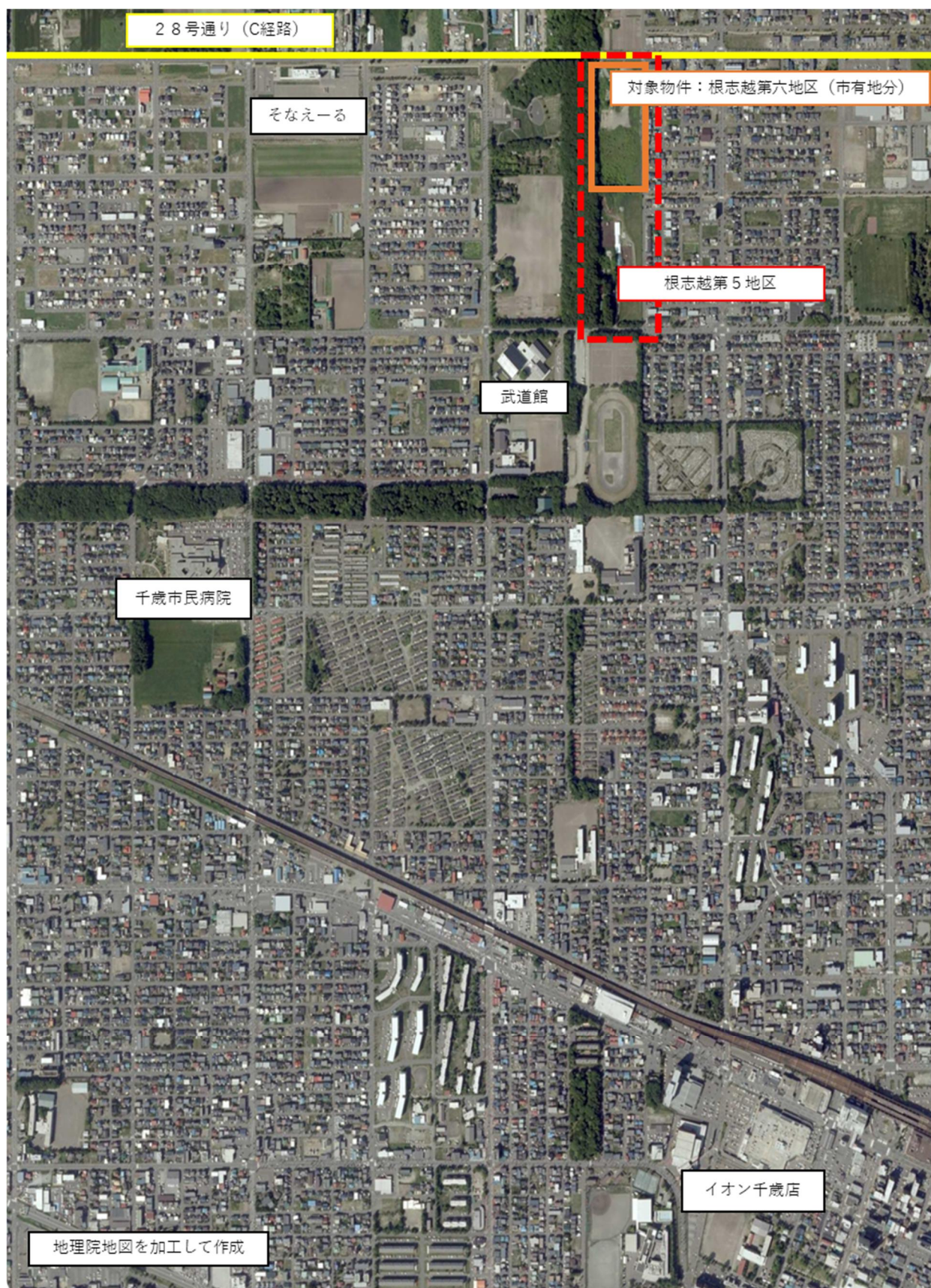


物件調書

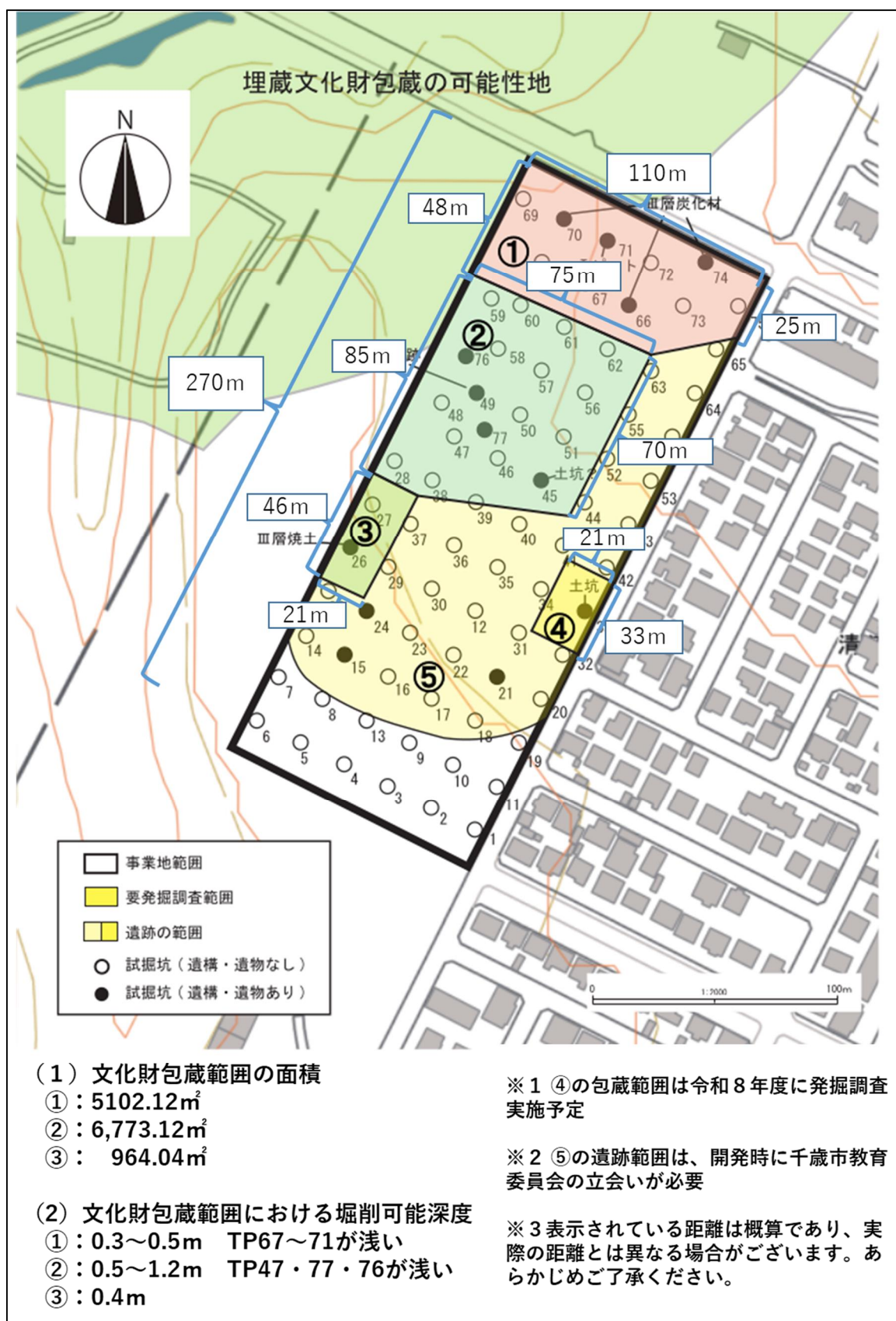
名称	根志越第六地区
所在地	千歳市根志越の一部（根志越５８５番１・２・３、５８６番２・３）
面積	２９，６４５㎡
物件概要	当該地区は、ＪＲ千歳駅から北方約２．４キロメートルに位置しており、都市計画道路「２８号通」に接した市が所有する土地（埋蔵文化財包蔵地を含む）。 ※案内図参照。
都市計画による制限	区域区分：市街化区域 用途地域：準工業地域（２８号通沿道）及び第一種住居地域 地区計画：根志越第５地区 公 園：あずさ９号公園
想定する土地利用	(1) 若年層や子育て世帯向けの住宅地整備のほか、民間賃貸住宅、商業施設などの収益施設、周辺地域の活性化や賑わい創出等に資する事業であること (2) 近隣の住環境や自然の景観等を損なわない事業であること (3) 周辺環境への影響を鑑み、太陽光発電施設整備などの事業ではないこと
備考	(1) 当地は、面積の大半を「トメト川６遺跡」に指定されている。 ※ 包蔵地の情報は千歳市公式ホームページから、「千歳市埋蔵文化財包蔵地-Google マイマップ」リンクから確認できます。 (2) 別紙「埋蔵文化財包蔵の可能性地」に示す①～③の範囲については、文化財包蔵地のまま、売却する想定としている。 ※ 別紙試掘調査結果参照 (3) ①～③の範囲については、発掘調査を伴わない土地の利活用の検討を前提とし、土地購入者においても、それぞれ指定した掘削可能深度の範囲において、土地の活用を検討するものとする。 なお、土地購入者が、発掘調査を行った上での開発を想定する場合は、購入者が一括して発掘調査を行うものとする。※開発の前には北海道教育委員会との事前協議が必要となります。 (4) 当地においては、全ての区域（公園用地や区画道路含む）を含み、許容放流量以下となるよう自然放流方式の雨水調整池を造成する必要がある。（雨水の許容放流量（ m^3/s ）：面積（ ha ） $\times 0.470$ （ $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ ） $\times 1/100$ ） ※ 参考（２８号通沿道地点） ・ 浸透係数 $K = 7.78 \times 10^{-2} \text{ cm/sec}$

	・ボーリング結果は別紙「ボーリング柱状図」参照 (5) 埋蔵文化財の包蔵を想定していない土地利用計画として、土地利用計画（案）を参照すること。 (6) 当地においては、都市計画決定した街区公園「あずさ9号公園（約0.15ha）」を整備する必要がある。（別添「公園の求積図」参照） ●公園とする用地は、売却面積から除いた上で、市が整備する予定であり、公園の場所については、都市計画決定した場所とするものの、開発計画の検討においてやむを得ない場合は、場所を変更する可能性はあるものとする。 (7) 都市計画道路「28号通」は、装軌車が通行する道路であり、開発にあたり緩衝地帯と住居の用に供する土地との間に、28号通に平行した区画道路を配置するよう努める必要がある。 そのことから、 ●道路境界から40mは緩衝地帯とし、緩衝地帯のうち、最低15mは緑地として整備する必要があることから、28号通に平行した区画道路に隣接する面積を緑地とし、売却面積から除いた上で、市が整備する予定。 ●28号通に平行した区画道路についても売却面積から除いた上で、市が整備する予定。 ※●は最終的に市有地となる予定。
--	--

【案内図】



【埋蔵文化財包蔵の可能性地】



【試掘調査結果】

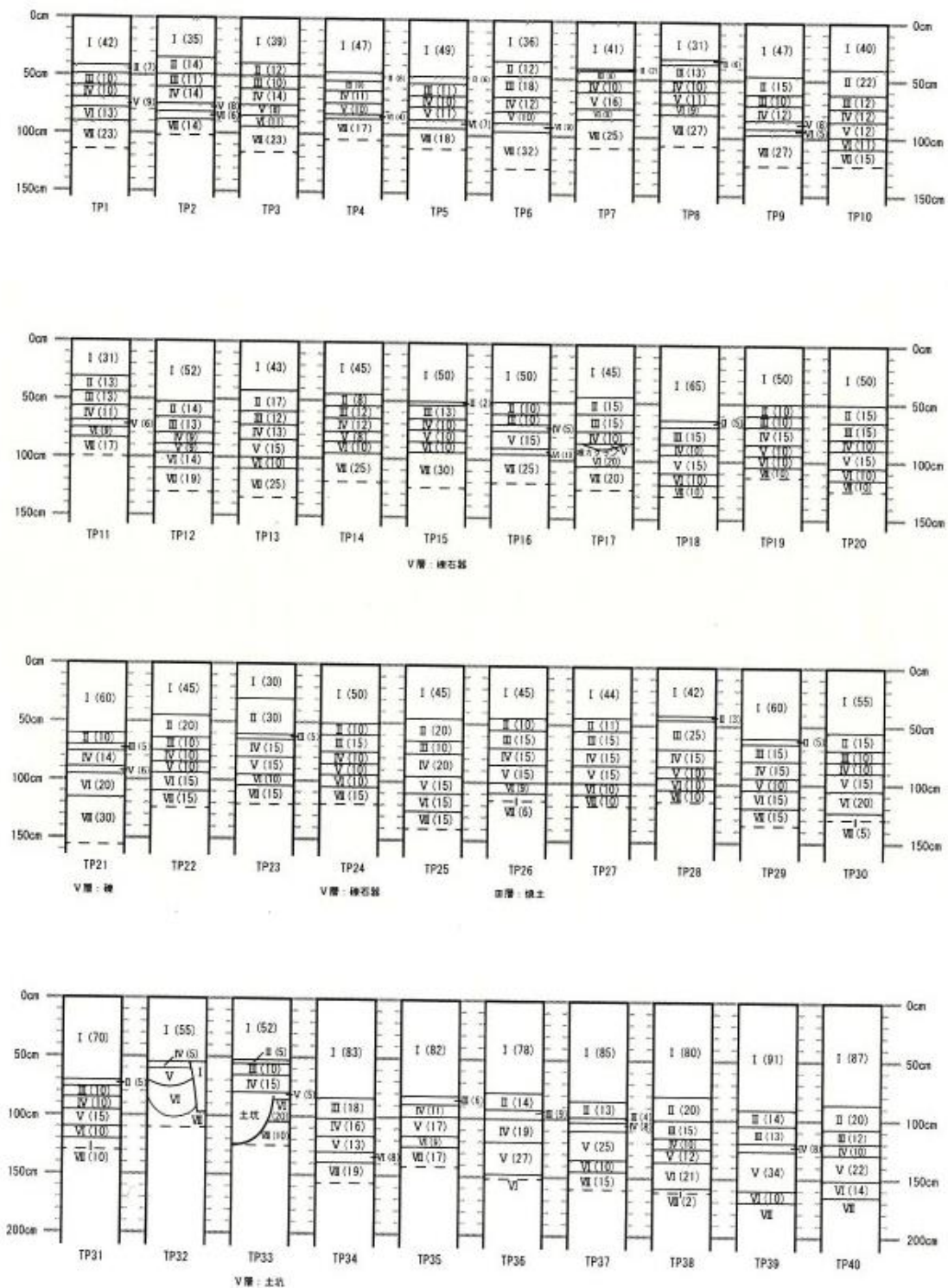
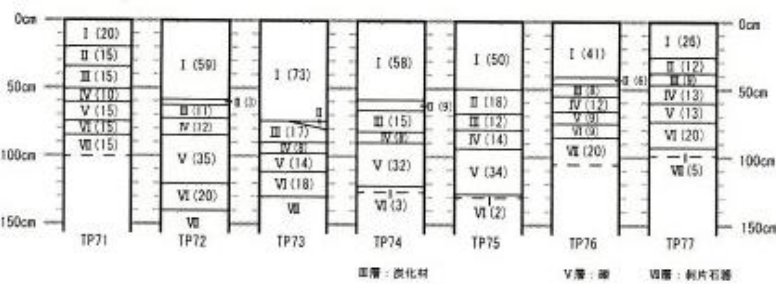
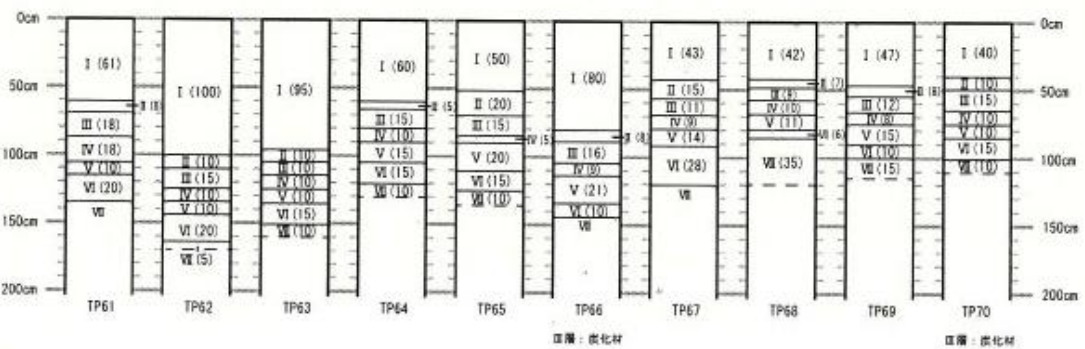
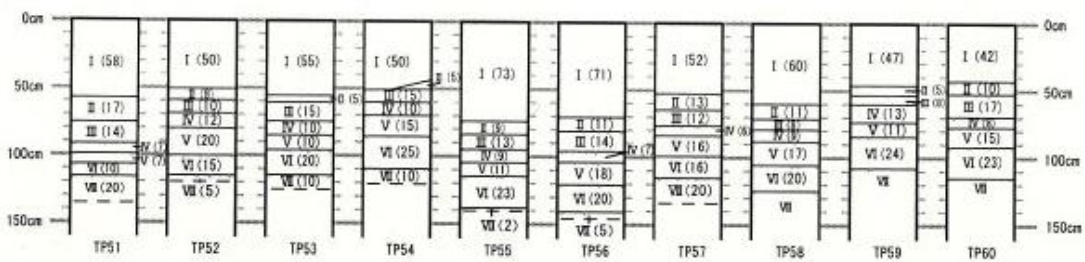
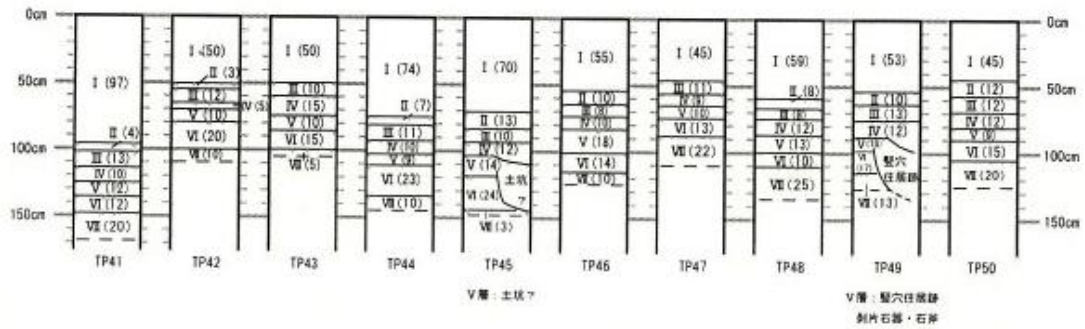


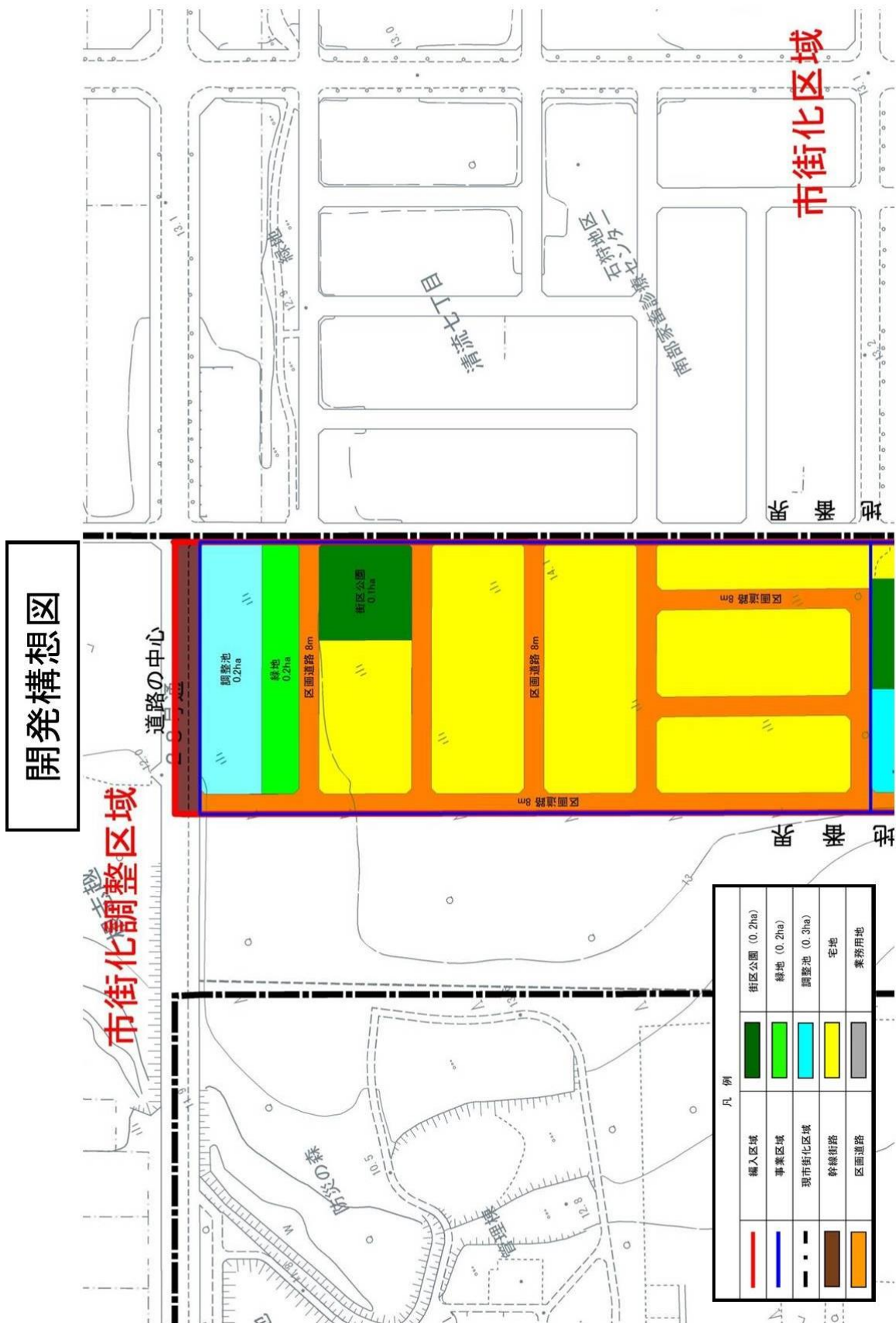
図3 土層柱状図(1)



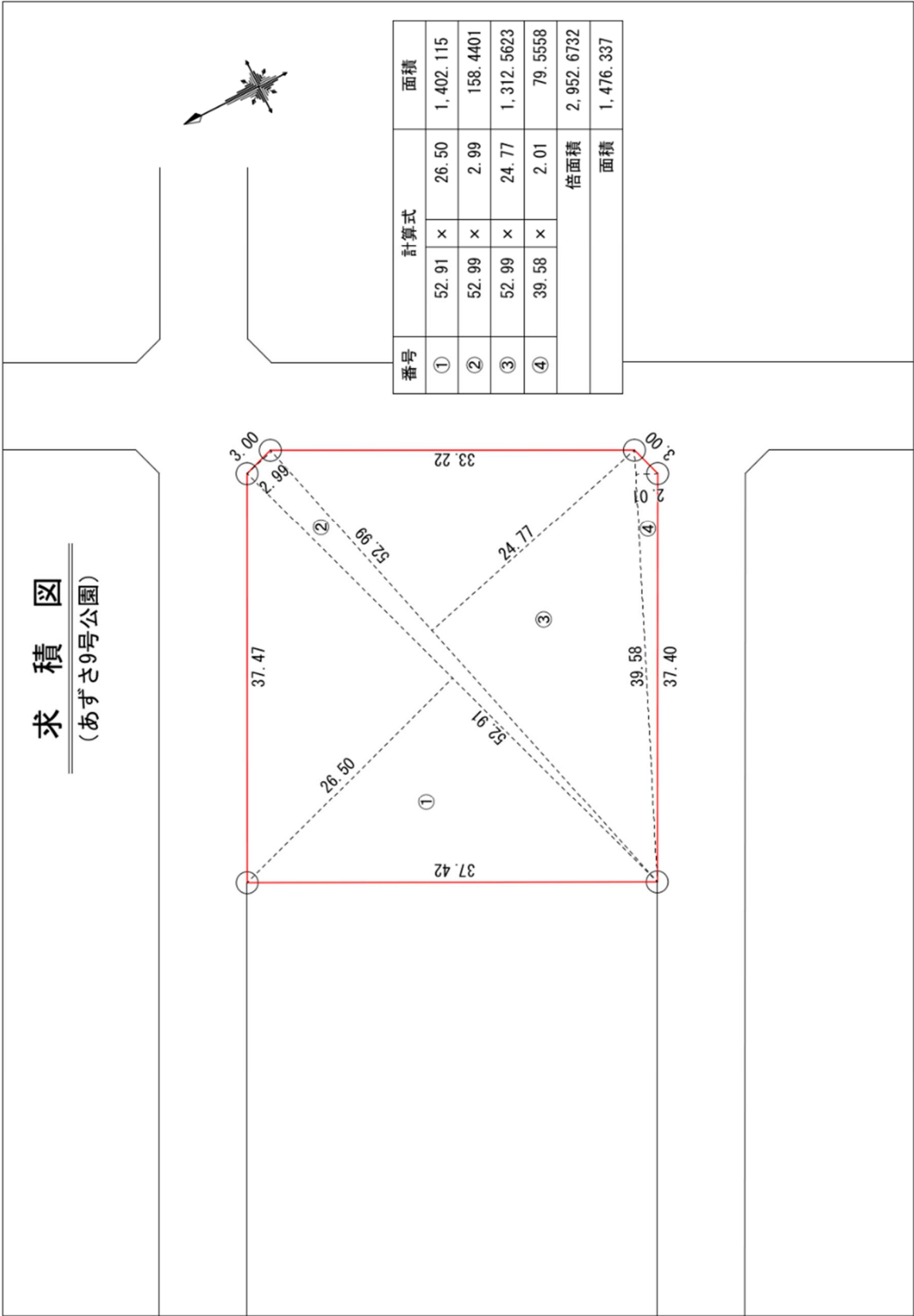
I: 表
II: Ta-a
III: IB
IV: Ta-c
V: IB
Ta-d: Ta-d
3黒: III B
VI: 漸またはゼン
VII: En-a □

図4 土層柱状図(2)

【土地利用計画（案）】



【公園の求積図】



【ボーリング柱状図】

ボーリング柱状図

